

第3号被保険者制度をどう見直すべきか —制度の発足と見直しの過程から考える



下関市立大学経済学部准教授 横山 寛和

～要旨～

本稿では、国民年金第3号被保険者制度の導入背景、趣旨および見直しの過程から、今後の制度の見直しの在り方を検討する。第3号被保険者制度は、基礎年金創設時に、旧老齢厚生年金給付の加給年金を基礎に、報酬比例部分の一部を切り取り加算して成立した。その目的は、全ての者に独自の基礎年金の受給資格を保証しつつ、専業主婦のうち旧国民年金の任意加入者と未加入者の公平を図ることであった。その後、女性の社会進出等によりその妥当性が疑問視されるようになり、2000年代以降繰り返し見直しを検討されるも、提案された案はいずれも一長一短あったために、変更は離婚時等分割のみに止まり、同時に検討された厚生年金の適用拡大が優先された。このような歴史と第3号被保険者の属性の多様化を踏まえれば、代替措置なしに廃止することは皆年金と所得保障の機能を損なうおそれがある。したがって、被用者年金の適用拡大を基礎に複数の見直し策を組み合わせることが現実的であると考えられる。

1 はじめに

日本の公的年金は1954年改正において、世帯単位で家族構成に応じた生活保障を提供するよう改められた¹⁾。その考え方に沿い、老齢年金給付額を基本年金額（定額部分+報酬比例部分）に加給年金を加算したものとして法定された（厚生年金保険法第43条、当時）。1985年改正でこの条文は見直されたが、基本的な考え方は維持されている。

その考え方は日本型雇用慣行および戦後日本の家族構成の下では機能した。しかし、女性の就業参加の拡大に伴い、1980年から2025年の間に就業者世帯における共働き世帯の割合

は30.9%から54.6%へ上昇し、専業主婦世帯は56.1%から19.5%へ低下した²⁾。また、単身世帯も1990年は939万世帯（総世帯の23.1%）だったが、2050年には2330万世帯（同44.3%）へ増加し、平均世帯人員も2050年に1.92人まで減少すると推計されている。また、2025年時点で単身世帯は1948万世帯（同35.4%）に達し、最多の類型となっている³⁾。

そのような環境下では、従来の慣行や家族構成を前提にした側面が経済活動を歪ませることが懸念される。公的年金では第3号被保険者制度や遺族年金、加給年金などが対象になるだろう⁴⁾。他方で、立法の趣旨やその背景も考慮し

なければ、誤解に基づき制度を変更してしまう危険性もある⁵⁾。

本稿では、そのような問題意識の下で、上で挙げた国民年金第3号被保険者制度を中心に、その在り方を検討する。以下、第2節では給付単位の歴史の側面から第3号被保険者制度導入を概観する。第3節では国会および審議会の論戦からその論点を整理する。第4節では、過去に提案された見直し案を検討する。5節ではそれらを踏まえて今後のありかたを考察する。

2 日本の公的年金における給付単位と第3号被保険者制度

(1) 個人単位から世帯単位へ

厚生年金の前身である労働者年金保険の給付は個人単位で設計されていた。加給年金に相当する加算は、1944年改正で、遺族年金受給者の子を対象に、出産奨励を目的に導入された。1948年改正では障害年金受給者の配偶者を対象とする加給年金が、低水準だった障害年金給付の底上げを目的に導入された⁶⁾。

老齢年金の加給年金は、1954年改正で、配偶者および18歳未満の子を対象に導入された。そのとき世帯単位で家族構成に基づいて生活を保障する体制が確立した。

その後の1973年改正では、給付水準の目標が名目額から所得代替率へ改められた。目標の水準は厚生年金および配偶者の加給年金の合計が現役世代の平均的な賃金水準の60%程度になるよう設定された⁷⁾。

(2) 基礎年金・国民年金第3号被保険者制度の導入

1985年改正では基礎年金が創設された。20歳以上60歳未満の全国民を国民年金に強制加入させると共に、山口新一郎（年金局長、当時）は、

被用者年金被保険者の被扶養配偶者を対象に国民年金第3号被保険者制度を導入した。

第3号被保険者は、負担面では健康保険と同じ考え方が適用され、本人は保険料の納付をせず（国民年金法第94条の6）、被用者年金が基礎年金拠出金を負担する（国民年金法第94条の3）。給付面では、配偶者の加給年金を基礎年金に振り替えて扶養者から年金権を独立させて個人単位化し⁸⁾、配偶者に独自の年金権を取得させる。それは国民年金未加入者の被扶養配偶者が離婚や夫の死亡時に無年金となることを防ぐものであり、当時は寧ろ歓迎された⁹⁾。

その一方で、夫婦をモデル世帯とする考え方は維持された。改正後のモデル世帯の給付額は夫の厚生年金および夫婦の老齢基礎年金満額（5万円（当時））とされ、改正前と同等になるように設定された。それに伴い厚生年金の給付算定式が、配偶者の老齢基礎年金満額および従前の配偶者の加給年金の差額分減額されるよう見直された。青柳親房（年金課長補佐、当時）は「単身者の年金水準が高くなりすぎた」と説明している¹⁰⁾。

(3) 第3号被保険者制度の背景

第3号被保険者に直接の負担を課さなかった背景には、国民年金への強制加入化、7割の専業主婦が国民年金に任意加入していたことに加え、給付水準の上昇があった。喜多村悦史（社会保険審議会厚生年金保険部会事務局、当時）は次のように説明する。

当時のモデル年金（32年加入）の所得代替率が69%に達し、40年加入なら83%になる。任意加入の専業主婦の国民年金給付を加えると107%になる。そのためモデル年金を40年加入へ変更し、生年月日別給付乗率で所得代替率を69%まで引き下げる。そのとき任意加入の専業

主婦世帯の所得代替率が100%へ低下する上、未加入の専業主婦も基礎年金受給者となる。それでは理解を得られないため、任意加入の専業主婦も当面は保険料を課さないこととした¹¹⁾。

男女雇用機会均等法の立案も影響した。青柳親房は女性の社会進出が進めば遺族年金や第3号被保険者は形骸化する。その上で第3号被保険者制度が残るなら（当時ではなかった）育児休業期間のつなぎ程度と予想していた、と回顧している^{12) 13)}。

3 第3号被保険者制度に対する批判と見直しの提案

(1) 1985年改正法案の審議において指摘された批判

第3号被保険者制度に対しては、改正法案を審議した第101・102回国会において、その論理的妥当性が疑問視されていた¹⁴⁾。第1に保険料負担に関する世帯構成間の公平性である。和田静夫（公明党）や糸久八重子（日本社会党）らは、第2号・第3号被保険者世帯は一人が負担すれば二人分の基礎年金を受けられるが、それ以外は一人分の基礎年金しか受けられず、特に第1号被保険者夫妻世帯との間で不公平が大きいと批判した^{15) 16)}。

第2に年金権の独立性または家族モデルの固定化である。沼川洋一（公明党）や竹村泰子（日本社会党）、糸久八重子らは、その受給権は扶養者の庇護下での保障に過ぎず、真の独立とは言えないと批判した。扶養者の付属物として扱うものとする批判もあった¹⁷⁾。島田とみ子（参考人、東海大学）は、女性が法的に男性と同等の地位を得ると共に、配偶者は扶養者に依存しない独自の年金権を持つべきであり、第3号被保険者制度はそれにそぐわないとした¹⁸⁾。

また糸久八重子は、夫が妻の保険料を拠出しているとするなら、共働き世帯では夫婦いずれ

かの保険料を軽減しなければ、女性は働かずに夫の拠出に依存し、家庭にいるのが一番いいというメッセージになると指摘した¹⁹⁾。就労抑制への批判に通じるが、負担の公平・年金権の独立ほどに注目されなかった。

(2) 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会

基礎年金創設後の社会経済環境の変化を受けて女性と公的年金を巡る問題を総合的に検討するため、女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会（以下、女性と年金検討会）が設置された。同検討会は2001年12月に報告書（女性と年金検討会（2001））を提出した。

女性と年金検討会（2001）は、基本的論点として第1に個人単位と世帯単位、第2に応能負担と応益負担、第3に「公平性」の確保を掲げた。そして第3号被保険者の保険料負担に関して、夫婦世帯の場合は年収が同じなら共働き世帯と専業主婦世帯で負担・給付共に同じであり、公平性は保たれている。その一方で、単身世帯との比較では負担と給付が一致しないと指摘した。

その上で、第1に負担能力に応じるか受益に着目するか、第2に負担を扶養者および本人のいずれに求めるかで整理し、6案を挙げた（表1）。各案は次の考えに基づく。第Ⅰ案は負担と給付の個人単位化を維持しつつ応能負担を徹底する。離婚時の年金給付のあり方も報酬比例部分を含めて明確となる。第Ⅱ案は全ての被保険者が受益に着目して保険料を負担する。第Ⅲ案は所得のある者に保険料を求める考え方を貫きつつ、応益負担の考え方を導入する。第Ⅳ案は被用者の応能負担を貫きつつ、第3号被保険者に受益に着目した負担を導入する。第Ⅴ案は片働き世帯が相対的に高賃金であることに着目し、高

表1 女性と年金検討会（2001）で提示された見直し案の概要

負担者	負担能力に応じる	受益に着目
第2号被保険者	【 現行：定率負担 】 第3号被保険者の拠出金負担を夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担する。	【 第Ⅲ案：定額負担 】 被用者保険の定率保険料は第3号被保険者の拠出金負担を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の第2号被保険者に国民年金保険料を加算した負担を求める。
	【 第Ⅴ案：定率負担 】 標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求める。	【 第Ⅳ案：定率負担 】 被用者保険の定率保険料を第3号被保険者の拠出金負担を除いて設定し、第3号被保険者の拠出金負担を第3号被保険者がいる世帯の第2号被保険者にその賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求める。
	【 第Ⅵ案 】 第3号被保険者を育児・介護期間中の被扶養配偶者に限り、それ以外の期間はいずれかの方法で負担を求める。	
第3号被保険者	【 第Ⅰ案：定率負担 】 賃金を分割し、第3号被保険者自身に定率の保険料負担を求める。	【 第Ⅱ案：定額負担 】 被用者保険の定率保険料は第3号被保険者の拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者に国民年金保険料負担を求める。

（出典）女性と年金検討会（2001）、本田（2013）より筆者作成。

賃金者の保険料負担を引き上げる。第Ⅵ案は、保険料免除を育児期間等に限定する。

（3）2004年（平成16年）改正における 第3号被保険者制度の見直し

① 社会保障審議会年金部会

2004年改正の検討課題は社会保障審議会年金部会（以下、年金部会）で審議された。その過程で厚生労働省は、議論のたたき台を取りまとめ（厚生労働省（2002））、その中で女性と年金検討会（2001）を踏まえた第3号被保険者制度に関する4つの改正案を示した。方法Ⅰは夫婦間の年金権分割案である。標準報酬を夫婦間で分割し、それぞれが保険料を負担したとみなし、第3号被保険者は基礎年金に加えて報酬比例年金を受ける。

方法Ⅱは負担調整案である。基礎年金に関する被用者グループの定率負担の一部に定額（応益）負担を導入する（方法Ⅱ－1）²⁰⁾。または第3号被保険者の保険料を第2号・3号被保険者世帯の間で定率で求める（方法Ⅱ－2）。

方法Ⅲは基礎年金給付を減額する給付調整案

である。第3号被保険者の基礎年金給付を国民年金保険料免除と同様に国庫負担部分に限定する（方法Ⅲ－1）。または被用者年金が負担する第3号被保険者の保険料の範囲を一部に限定し、基礎年金給付も一部とする（方法Ⅲ－2）²¹⁾。

方法Ⅳは第3号被保険者縮小案である。厚生年金の適用拡大および被扶養配偶者認定基準を見直す。

厚生労働省（2002）を受けて年金部会は答申（年金部会（2003））を公表した。就業形態の多様化等を踏まえ、厚生年金の適用拡大等による第3号被保険者の縮小では一致したが、上述の改正案へは意見を述べるに止まった。

年金部会（2003）を受けて厚生労働省は試案（厚生労働省（2003））を公表した。そこでは、厚生年金の適用拡大による第3号被保険者の縮小、および第3号被保険者期間にかかる厚生年金の分割案が示された。世帯単位で給付と負担を捉える傾向に鑑み、世帯単位の公平を維持しつつ、自らの就労による負担と、それに応じた給付を受ける社会を展望したとされている。

② 政府与党・国会審議における第3号被保険者制度

厚生労働省（2003）以降は与党年金改革協議会において検討され、2004年2月4日に合意が締結された。そこでは、被用者年金の適用拡大は改正法の施行後5年を目途に検討し、必要な措置を講じるとするに止まった²²⁾。第3号被保険者制度も、保険料に関する夫婦共同負担および被扶養配偶者の潜在的な受給権を認めつつ、受給権の分割は離婚時等の必要な事情がある場合に限定し、更に検討を進めると述べるに止まった^{23) 24)}。

2004年改正の国会審議の中心は、本旨である財政運営の見直しであった。それに対して特に民主党は、抜本改革を掲げて激しく批判した。国会議員の国民年金保険料未納や社会保険庁のスキandalなどへの批判も重なり、第3号被保険者制度の見直しは主要な論点とならなかった。

その中であって大脇雅子（社会民主党）は、第3号被保険者制度は女性を男性の付属物とみなすものである。被扶養基準が課税最低限とともに女性の就業に悪影響を及ぼしている。厚生年金の重荷となっていると批判した。そして、税制および被扶養基準の見直しと厚生年金の適用拡大により第1号被保険者相当の定額負担を求め、個人単位化させるべきとした²⁵⁾。それに対して政府側からは、離婚時分割は広く理解を得られていないこと²⁶⁾、専門家の間でも意見が分かれていることが説明され²⁷⁾、今後の課題と回答した。

成立した改正法では、被用者年金の適用拡大は検討課題と位置付けられるに止まった²⁸⁾。第3号被保険者に関しては、保険料の夫婦共同負担を基本認識する一文が加えられ（厚生年金保険法第73条の13）、第3号被保険者期間にかかる厚生年金の保険料納付記録の離婚時分割を可

能にした（厚生年金保険法第73条の14）。この見直しは、離婚女性の生活保障を形成し、厚生年金の個人単位化を推進するものであった²⁹⁾。

③ 2004年改正後の第3号被保険者制度見直しの動向

2004年改正後も、第3号被保険者制度の検討は被用者年金の適用拡大と共に続けられた。民主党政権下に始まる社会保障・税一体改革では、社会保障制度改革国民会議の報告書（社会保障制度改革国民会議（2013））において、第3号被保険者制度が多く女性の生涯設計に影響を及ぼしており、国民間の多様な意見を踏まえつつ、被用者保険の適用拡大などで支え手を増やす方向で検討を進めるべきとされた³⁰⁾。年金部会（2024）でも、被用者年金の適用拡大等により第3号被保険者を縮小させつつ、見直しを図る立場が維持されている。

4 考察

（1）第3号被保険者制度見直しの現在動向と論点

ここまで、第3号被保険者制度の趣旨と立案の意図、提案された改正案を概観した。そして、それらの改革案はいずれも一長一短あり、故に賛否が分かれ、常に検討課題に挙げられるも、持ち越され続けたことを確認した。

他方で、第3号被保険者制度と共に論じられてきた適用拡大は、政権交代後の一時期を除き優先的に検討されてきた。2025年改正を経て適用拡大が完成に近づいた現在、第3号被保険者制度の見直しが、2025年改正法附則第2条第4項に実態調査の実施および在り方の検討が盛り込まれたように、最優先課題となりつつある。

政府・与党は、自由民主党・日本維新の会社会保障制度改革協議体（2026）および閣議決定

表2 厚生労働省（2002）の改革案

I. 夫婦間の年金権分割案	夫婦間で年金権を分割し、個人がそれぞれ負担し、給付を受けると擬制する。
II. 負担調整案	基礎年金の受益に着目して何らかの保険料負担を求める。 1. 被用者グループにおいて応能負担（定率保険料）と応益負担（定額保険料）を組み合わせる。 2. 第2号・第3号被保険者世帯の第2号被保険者の間で定率負担により求める。
III. 給付調整案	保険料負担を求めない代わりに、国民年金保険料の減免と同様の取扱いとして基礎年金給付を減額する。
IV. 第3号被保険者縮小案	第3号被保険者制度を維持しつつ厚生年金の適用拡大および被扶養認定基準の見直しにより、対象者を縮小する。

（出所）厚生労働省（2002）、本田（2013）より筆者作成

（2026）において、実態調査、検討会の設置および見直しの立案を2026年度中に実施し、順次実施するとしている。それらを受けて厚生労働省は、国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会を2026年9月4日に設置し、検討を始めている³¹⁾。

それでは、制度を見直すとして、その論点は何か。青柳親房や喜多村悦史に沿えば、女性の社会進出が十分に進み、労働市場がそれに適合したところで役割を終えることになる。そこで、第3号被保険者数の推移を見るに、1995年度の1,220万人（国民年金被保険者数の17.4%）をピークに2024年度には641万人（9.5%）まで減少している。女性に限れば、1995年の1216万人（35.0%）をピークに2024年度には628万人（19.5%）に減少している。ここからは、役割を終える時期に一定程度近づいたといえるだろう³²⁾。

もっとも、当初の役割を終えたとして、直ちに廃止するかは検討の余地があるだろう。具体的には、廃止の影響を考慮して十分に縮小させて廃止する、定着していることに鑑みて改善の上で存続させる、別の役割を与えるなどである。

具体的な見直しの論点について、年金部会（2024）は以下の6点を挙げた。（1）所得保障の機能の維持、（2）給付と負担の設定、（3）特定の者への配慮、（4）第1号被保険者とのバランス、

（5）年金財政の構造、（6）第3号被保険者制度に付随する制度への影響である。

（2）現行制度および過去の見直し論をどう評価し、どう制度を見直すか

① 給付調整・負担調整案をどう見るか

これまでの議論を踏まえ、いかに制度を見直すべきかについて表2の案を検討する。そのうち給付調整案は、国民年金保険料減免と同様に扱うものだが、所得保障機能を損なうこと、また、将来の給付水準の底上げが現在の主要課題であることから問題が残るだろう³³⁾。

負担調整案は、第3号被保険者の基礎年金拠出金を第2号・第3号被保険者世帯のみで分担するものだが、定率負担は応能負担導入の代わりに世帯単位の要素が残る。定額負担の場合は個人単位化の代償に保険料による所得再分配がなくなる。源泉徴収しない場合は未納の可能性があり、所得保障機能を損なうことにもなる³⁴⁾。

すなわち、源泉徴収しない場合は廃止に接近する。その場合は第3号被保険者の多様性、具体的には短時間労働者、出産・育児や介護・看護、もしくは健康上の理由のためすぐには就業できない者など、様々な属性の者が混在していることへの配慮が課題となる³⁵⁾。

出産・育児によりすぐに就業できない者は、青柳親房が制度存続時の対象と考えた者だが、保険料免除、標準報酬の保証により年金制度上はケアされている。介護休業に対しては雇用保険から介護休業給付金が支給されるが、公的年金に関しては出産・育児に準じる措置は現時点ではされていない。傷病者への措置と共に、第1号被保険者も含めた論点となりえるだろう^{36) 37)}。

② 年金分割案・第3号被保険者制度縮小案をどう見るか

それでは年金分割案、第3号被保険者縮小案はどうか。年金分割案を検討した年金部会(2003)では、肯定的な立場からは、その段階の現実的な案の一つであり、女性の貢献を可視化でき、また、分割された納付記録に自らの納付記録が上乗せされ、保障を充実できるとされた。

その一方で、当面の存続を認めつつも、労働市場における男女平等が十分に進み、第2号被保険者として負担し、受給することが一般化するまでの過渡的な制度とみなすべきとする意見があった。否定的な立場からは、自らの負担による受給権ではない点は変わらないとされた。

また、邢他(2024)では、年金分割案も含めて第3号被保険者制度自体への強い批判がなされた。まず、第3号被保険者が第2号被保険者になっても、健康保険料を含む負担増に対して厚生年金の給付増が小さく、逆に就業調整の誘因になっていると指摘された。

次いで、第2号・第3号被保険者世帯および第2号被保険者夫婦世帯は、年収が同じであれば保険料負担は同じとする説明に対し、第3号被保険者が収入を得れば成り立たなくなるとする指摘があった。また、女性の無償労働を評価するため、育児に対しては保険料の軽減や給付の加算を行うことを提案する意見があった³⁸⁾。

第3号被保険者制度を残しつつ、第2号被保険者への移行をシームレス化させる案も提案されている。最もシンプルなものは就労時間要件の廃止だが、第1号被保険者より低額の負担で報酬比例部分も受けられることは不公平とする批判がある³⁹⁾。被用者とは呼び難い者が含まれることも問題になる⁴⁰⁾。

週20時間未満の被用者を対象に中間的な仕組みを作る案もある。是枝(2023)は、それが第1号被保険者なら厚生年金保険料(労使折半)を適用し、負担が国民年金保険料に満たない場合はその差額を求める(1.5号)。第3号被保険者なら厚生年金保険料(労使折半)を適用し、その差額を求めない(2.5号)制度を提案している⁴¹⁾。高橋(2023)は国民年金および厚生年金を重複適用し、第1号被保険者には国民年金保険料の納付を求め、厚生年金保険料のうち基礎年金分を還付する。第3号被保険者には還付を行わない少額勤労被保険者制度を提案している。

それらに対し、邢他(2024)では、妥当な事情がない者にまで第3号被保険者制度による再分配が生涯続くことへの批判があった。それに対し、働けない事情の妥当性を個別に担保することは困難であり、かつ第3号被保険者制度の廃止後に一度保障から零れた者を再度包摂することは簡単ではないとする反論があった。

5 総括

本稿は、第3号被保険者制度について、まずは制度導入の背景と趣旨、および社会経済環境の変化により見直しが検討され続けるも、離婚等の特別な事情に際しての第3号被保険者期間にかかる標準報酬の分割に止まった政策過程を確認した。次いで、検討された見直し案と、それに対する指摘を整理した。

第3号被保険者の見直しは被用者年金の適用

拡大と共に論じられることが多かったが、それは短時間労働者として就業する第3号被保険者が被扶養基準を超えて就業することのデメリットを小さくするためであった。2004年改正後、適用拡大が優先されたのは、反対する経済界を抑えて短時間労働者として就業する第1号被保険者を包摂し、無年金・低年金者の発生を抑えるためであった。

それでは、その適用拡大が完成に近づき、加入者が原則基礎年金創設後の世代になって、なぜ第3号被保険者制度の見直しが困難なのか。第3号被保険者制度は、旧制度下における未加入の被扶養配偶者を包摂しつつ、任意加入者の拠出実績を反映することが目的であった。

対して現在は、第3号被保険者の多様化が著しく、代替措置なしに制度を廃止し、ケアする対象を限定列举する方法は、制度から零れる者が現れる懸念があり、国民年金未加入、保険料未納問題の再燃に繋がり得る。それは皆年金の趣旨に反する。そのため、上記の見直し案を組み合わせた対応が現実的と考えられる⁴²⁾。

【注】

- 1) 吉原・畑 (2016)
- 2) 総務省統計局「労働力調査年報」各年版。
- 3) 国立社会保障・人口問題研究所 (2024)、厚生労働省 (2026)。
- 4) 社会保障審議会年金部会 (2024)。
- 5) 倉田 (2010)。
- 6) 中尾 (2026)。
- 7) 吉原・畑 (2016)。
- 8) 菅沼他 (2018)。
- 9) 土田他 (2011)。
- 10) 菅沼他 (2018)。
- 11) 邢他 (2024)。
- 12) 菅沼他 (2018)。吉原・畑 (2016) も同様の説明をしている。喜多村は第3号被保険者制度の存続を疑問視している (邢他 (2024))。
- 13) 熊代昭彦 (資金課長、当時) は、第3号被保険者制度などへの「反対の論陣は局長の考え抜いたヒューマンな反論にあえなく破り去られた」と回顧している (熊代 (1986))。
- 14) 基礎年金の給付水準や労働市場における男女格差への批判もあったが、本稿では紙幅の都合で割愛する。
- 15) 第102回参院社会労働委員会 (以下、社労委) 第8号 (1985年3月26日)、第102回参院社労委第15号 (1985年4月16日)、第102回参院社労委第17号 (1985年4月23日) など。
- 16) 吉原健二 (年金局長、当時) は第3号被保険者の対象者の70%程度が任意加入していたことを理由に、残りにも保険料を賦課してもよかったかもしれないと回顧している (土田他 (2011))。
- 17) 第101回衆院社労委第30号 (1984年8月1日)、第101回衆院社労委第5号 (1984年12月18日)、第102回参院社労委第15号 (1985年4月16日)、第102回参院社労委第17号 (1985年4月23日) など。
- 18) 第102回参院社労委第14号 (1985年4月12日)。
- 19) 第102回参院社労委第15号 (1985年4月16日)。
- 20) 現行の定額保険料はやむなく採用しているにすぎず、それを一般化し、その負担上昇に伴う問題を拡大することは適切ではなく、定額保険料は負担の一部に止めるとされている。
- 21) 満額受給のための任意の追加納付制度の導入もあり得るとされた。
- 22) 短時間労働者への厚生年金の適用拡大に対して経済界が強く反発したため、2004年1月23日に関係団体へのヒアリングを実施している。
- 23) 社会保障審議会年金部会 (2004)。『週刊社会保障』第2271号。
- 24) 堀 (2004) は、離婚時以外の年金分割は民法

第 762 条第 1 項に規定される夫婦別産制にそぐわないのではないかと指摘している。

25) 第 159 回参院厚生労働委員会（以下、厚労委）第 18 号（2004 年 5 月 20 日）、第 159 回参院厚労委第 22 号（2004 年 6 月 3 日）など。

26) 第 159 回参院厚労委第 20 号（2004 年 5 月 27 日）（坂口力厚生労働大臣）。

27) 第 159 回衆院厚労委第 15 号（2004 年 4 月 22 日）（山崎泰彦（参考人、神奈川県立健康福祉大学））。

28) 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）附則第 3 条の 3。

29) 倉田（2010）。

30) 民主党政権下の閣議決定（2010、2012）は n 分の n 乗方式を新制度への経過措置として提唱している。

31) 社会保障国民会議（2026）は次期改正までに結論を得るとしている。

32) 厚生労働省「公的年金制度の現状」、厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」各年度版。紙幅の関係で労働市場に関する詳細な検討は難しく、今後の課題としたい。

33) 年金部会（2024）。

34) 倉田（2010）。

35) 年金部会（2024）。

36) 傷病者に対しては健康保険の傷病手当金や障害年金の給付要件が、廃止の場合には国民年金保険料の猶予・減免制度も検討の対象となりえる。

37) 2027 年 1 月 1 日より、療養・育児・介護による報酬の急減時に、標準報酬月額を翌月から改定できる特例算定制度が施行される。（2026 年 7 月 31 日保発 0731 第 4 号、年発 0731 第 1 号、年管発 0731 第 7 号）

38) 遺族年金やモデル年金についても検討されているが、本稿では割愛する。

39) 社会保障審議会年金部会（2015）。

40) 是枝（2024）。

41) 邢他（2024）では、世帯収入が等しい世帯の保険料負担・年金給付を等しくする範囲を拡大するものと説明されている。

42) 被扶養基準の引き下げと中間的制度の組み合わせで就労を促し、第 3 号被保険者を縮小しつつ、表 2 の II - 2 案で残る第 3 号被保険者にかかる保険料負担に再分配を働かせる方法もあり得る。

【参考文献】

邢雪歌・是枝俊悟・永瀬伸子・海老原嗣生・小野正昭・片寄郁夫（2024）「シンポジウム 社会経済の変化と公的年金保険の相互作用」『日本年金学会誌』第 43 号、pp.131 - 162

倉田賀世（2010）「3 号被保険者制度廃止・縮小論の再検討」『日本労働研究雑誌』第 605 号、pp.44 - 54

是枝俊悟（2023）「『年収の壁』 レポート② 第 3 号被保険者見直し後の受け皿としての『1.5 号 / 2.5 号被保険者制度』創設の提案」大和総研レポート（2025 年 8 月 25 日）https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20230825_023961.html（2026 年 9 月 18 日最終確認）

是枝俊悟（2024）「第 3 号被保険者制度の見直し・20 時間未満雇用者への適用拡大による就労と年金財政に及ぼす影響の試算」『日本年金学会誌』第 43 号、pp.97 - 102

高橋俊之（2023）「年金制度の理念と構造～課題と将来像 第 10 回 勤労者皆保険の実現に向けて」『週刊 年金実務』第 2545 号（2023 年 5 月 29 日）pp.43 - 55

土田武史・宮武剛・吉原健二・佐藤正男（2011）「座談会 新たな福祉国家を目指して国民皆保険・皆年金を達成—戦後社会保障—回顧と展望—」『週刊 社会保障』第 65 巻 2647 号、pp.24 - 34

中尾有紀（2026）「国民年金第 3 号被保険者制度の源流—配偶者に対する加給の軌跡—」『週刊 社会保障』第 80 巻第 3366 号、pp.36 - 41

永瀬伸子 (2024)「女性と社会保険の在り方再考：家庭内生産と社会保険加入の在り方をどう考え直すべきか」『日本年金学会誌』第 43 号、pp.103 - 112

中村一磨 (2022)「国民年金第 3 号被保険者制度についての一考察」『RESEARCH BUREAU 論究』第 19 号、pp.96 - 111 [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/shiryo/2022ron19-08.pdf/\\$File/2022ron19-08.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/shiryo/2022ron19-08.pdf/$File/2022ron19-08.pdf) (2026 年 9 月 18 日最終確認)

堀勝洋 (2004)「論点インタビュー 年金分割を除き概ね妥当—堀勝洋上智大学教授に聞く—」『週刊社会保障』第 58 巻通算第 2265 号 (2004 年 1 月 5 日)、pp.61 - 63

本田麻衣子 (2013)「第 3 号被保険者をめぐる議論—年金制度の残された課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』第 783 号 http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8198310_po_0783.pdf?contentNo=1 (2026 年 9 月 18 日最終確認)

熊代昭彦 (1986)「山口さんに学んだこと」山口新一郎追悼集刊行会 (1986)『山口新一郎さん』中央法規出版、pp.275 - 279

【議事録】

第 101 回国会衆議院社会労働委員会第 30 号 (1984 年 8 月 1 日)

第 101 回国会衆議院社会労働委員会第 5 号 (1984 年 12 月 18 日)

第 102 回国会参議院社会労働委員会第 8 号 (1985 年 3 月 26 日)

第 102 回国会参議院社会労働委員会第 14 号 (1985 年 4 月 12 日)

第 102 回国会参議院社会労働委員会第 15 号 (1985 年 4 月 16 日)

第 102 回国会参議院社会労働委員会第 17 号 (1985 年 4 月 23 日)

第 159 回国会衆議院厚生労働委員会第 15 号 (2004

年 4 月 22 日)

第 159 回国会参議院厚生労働委員会第 18 号 (2004 年 5 月 20 日)

第 159 回国会参議院厚生労働委員会第 20 号 (2004 年 5 月 27 日)

第 159 回国会参議院厚生労働委員会第 22 号 (2004 年 6 月 3 日)

【政府文書等】

閣議決定 (2010)「社会保障改革の推進について」(2010 年 12 月 14 日) <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/101214.pdf> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

閣議決定 (2012)「社会保障・税一体改革大綱」(2012 年 2 月 17 日) <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/240217kettei.pdf> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

閣議決定 (2026)「経済財政運営と改革の基本方針 2026「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する!～」(2026 年 7 月 21 日) https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2026/2026_basicpolicies_ja.pdf (2026 年 9 月 18 日最終確認)

厚生労働省 (2002)「年金改革の骨格に関する方向性と論点」(2002 年 12 月 5 日) <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/12/h1205-2.html> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

厚生労働省 (2003)「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて (厚生労働試案)」(2003 年 11 月 17 日) <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/11/h1117-1.html> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

厚生労働省保険局保険課・厚生労働省年金局年金課・厚生労働省年金局事業管理課 (2026)「療養、育児又は介護により報酬が急減したものについての健康保険法及び厚生年金保険法の標準報酬月額

日保発 0731 第 4 号、年発 0731 第 1 号、年管管発 0731 第 7 号) <https://www.mhlw.go.jp/content/001731743.pdf>

社会保障国民会議 (2026)「中間とりまとめ」(2026 年 7 月 29 日) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokuminkaigi/contents/20260729-4/01_siryoul.pdf (2026 年 9 月 18 日最終確認)

社会保障審議会年金部会 (2003)「年金制度改革に関する意見」(2003 年 9 月 12 日) <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/09/dl/h0912-5a.pdf> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

社会保障審議会年金部会 (2004)「第 27 回参考資料 3 与党における合意等」(2004 年 3 月 4 日) <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/03/s0304-3.html> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

社会保障審議会年金部会 (2015)「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(2015 年 1 月 21 日) <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000071909.pdf> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

社会保障審議会年金部会 (2024)「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(2024 年 12 月 25 日) <https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001364986.pdf> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

社会保障制度改革国民会議 (2013)「社会保障制度改革国民会議報告書 ～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」(2013 年 8 月 6 日) <https://warp.ndl.go.jp/web/20141202091101/http://www.kantei.go.jp/jp/headline/syakaihousyoku2013.html#c1-1> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

自由民主党・日本維新の会社会保障制度改革協議体 (2026)「社会保障改革項目に関する具体的な骨子」(2026 年 7 月 7 日) <https://o-ishin.jp/news/2026/images/df5709b8cf1cc53480338b51b06f3fc90bf525>

aa.pdf (2026 年 9 月 18 日最終確認)

女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 (2001)「報告書～女性自身の貢献がみのる年金制度～」(2001 年 12 月) <https://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/dl/s1214-3a.pdf> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

【統計資料】

厚生労働省「公的年金制度の現状」<https://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/data/data01/kokumin/dat01-kk-idx.html> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」各年度版 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106808_1.html (2026 年 9 月 18 日最終確認)

厚生労働省 (2026)「2025 (令和 7) 年国民生活基礎調査の概況」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa25/index.html> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

国立社会保障・人口問題研究所 (2024)「日本の世帯数の将来推計 (全国推計) 令和 6 (2024) 年推計」(2024 年 4 月 12 日) https://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2024/houkoku/hprj2024_houkoku.pdf (2026 年 9 月 18 日最終確認)

総務省統計局「労働力調査年報」各年度版 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00200531&kikan=00200> (2026 年 9 月 18 日最終確認)

よこやま ひろかず

下関市立大学経済学部経済学科准教授

2006 年関西学院大学大学院経済学研究科単位取得退学、博士 (経済学、関西学院大学)。

愛知大学経営学部会計ファイナンス学科助教を経て現職。

【主な研究業績】

『公的年金の持続可能性分析—年金数理とバランスシートによる接近』日本評論社、2015 年

『公的年金—制度の形成と持続可能性の確保』小西砂千夫・吉弘憲介・古市将人編『日本の財政』有斐閣、2026 年 など。
